

会議名 令和4年度第1回施設使用料適正化プロジェクトチーム会議

◇詳細－政策経営部財政課 電話 03-4566-2521

| | | |
|------------------|-----|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 附属機関又は 会議体の名称 | | 施設使用料適正化プロジェクトチーム会議 |
| 事務局（担当課） | | 政策経営部財政課 |
| 開催日時 | | 令和4年5月17日 |
| 開催場所 | | 本庁舎庁議室 |
| 議 題 | | 1. 施設使用料適正化プロジェクトチーム会議 委員の異動について 2. 施設使用料改正意向調査(今年度中の新設・改定案件)について 3. 第二回定例会での予定案件について (1) 区民集会室使用料の改定について(池袋第二・南長崎第四・要町第一) (2) 区民ひろば目的外利用料金の改定について(区民ひろば池袋・権名町) (3) 昭和歴史文化記念館 観覧料及び使用料新設について 4. その他 |
| 公開の 可否 | 会 議 | 非公開 非公開・一部公開の場合は、その理由 会議を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障があるため非公開とする。 |
| | 会議録 | 一部非公開 非公開・一部公開の場合は、その理由 会議録を公開することにより、公正かつ円滑な運営に支障があるため非公開とする。 |
| 出席者 | 委 員 | 政策経営部長（リーダー）、財政課長（サブリーダー）、行政経営課長、施設計画担当課長、区民活動推進課長、地域区民ひろば課長、男女平等推進センター所長、文化デザイン課長、トキワ荘マンガミュージアム担当課長、学習・スポーツ課長、保育課長、土木管理課長、教育施策推進担当課長、放課後対策課長 |
| | 事務局 | 財政課財政担当係長1名、財政課主任2名 |
| 会議次第 | | (1) 議題の案件、報告について説明 (2) 質疑応答 |

1. 施設使用料適正化プロジェクトチーム会議 委員の異動について【事務局から】

【要旨】

資料1に基づき本プロジェクトチームの委員構成及び委員の異動について説明。

2. 施設使用料改正意向調査(今年度中の新設・改定案件)について【事務局から】

【要旨】

資料2に基づき令和4年度の使用料改定意向案件について説明。

3. 第二回定例会での予定案件について

(1) 区民集会室使用料の改定について(池袋第二・南長崎第四・要町第一)

【区民活動推進課】

(2) 区民ひろば目的外利用料金の改定について(区民ひろば池袋・椎名町)

【地域区民ひろば課】

【要旨】

- ・資料3-1、3-2に基づき区民集会室の使用料改定について説明。
- ・池袋第二区民集会室および南長崎第四区民集会室、要町第一区民集会室が併設する建物の大規模改修に伴い貸室面積が変更となるため、使用料を改定する。
- ・資料3-1、4に基づき区民ひろば目的外利用料金の改定について説明。
- ・区民ひろば池袋および区民ひろば椎名町の改築工事に伴い、施設内の居室構成が変更となるため、両施設の目的外使用における使用料を設定する。

【委員からの主な意見】

- ・使用料による収入と、使用料により賄うべき支出(コスト)を比較考量すると、特に区民ひろば椎名町において大きな乖離があるとのことだが、その要因は何か。
⇒新型コロナウイルス感染症の影響により施設稼働率が低下したことが要因と考えられる。
- ・区民集会室と区民ひろばにて使用料の基準が異なっているが、前提となるコストの考え方に違いはあるのか。また、両施設の使用料基準の改定時期の相違により、現行の基準額が異なることに問題はないのか。
⇒コストの考え方は同じである。また、基準が異なることにより、施設運営上特段の支障はきたしていないが、今後使用料を全庁的に見直す際には、両施設の使用料基準を改めて調整することを検討していく。
- ・区民ひろばの目的外利用料金については平成12年度、区民集会室の利用料については平成17年度に、施設コストに鑑みて改定が行われている。改定時期が異なるため、利用料の基準が異なっている状況であるが、次回使用料改定時に基準を統一することを検討する必要がある。

【結論】

提案の内容にて了承する。

(3) 昭和歴史文化記念館 観覧料及び使用料新設について【文化デザイン課】

【要旨】

- ・資料5に基づき当該施設の観覧料及び使用料新設について説明。
- ・本施設は、昭和の歴史・文化を次世代に継承するとともに、地域文化の発展及び地域の活性化に寄与することを目的とする。本施設につき、入館料及び使用料を設定する。

【委員からの主な意見】

- ・観覧料及び使用料について、近隣類似施設の例を参照した案を提示しているが、使用料収入とコストの実態的なバランスはどのような状況か。
⇒コストに見合う使用料を試算したところ、類似施設と比較して非常に高額となった。類似施設である地域文化創造館の使用料水準を踏まえ、均衡を失しないよう使用料を設定した。
- ・多目的室貸し出し使用料について、部屋、時間ごとの使用料設定はどのような考え方に基づくものか。また、多目的室を全日貸し出した場合の使用料について、時間区分ごとの使用料合計と一致しないが、どのような考え方に基づくものか。
⇒多目的室の貸し出し使用料は、近隣の地域文化創造館の使用料を基準に、利用時間・面積の違いを考慮し設定した。
全日の使用料については、複数の近隣施設において使用料の割引が設定されていたことから、同様の割引率を準用し、設定した。

【結論】

提案の内容にて了承する。

4 その他【事務局から】

【要旨】

- ・資料6に基づき使用料収入の現況について説明
- ・通例、概ね3年ごとに全庁調査を行い、使用料の見直しを行っているが、令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大が使用料収入に多大な影響を及ぼしているため、来年度以降状況が平準化した時点での見直しとしたい。

【結論】

提案の内容にて了承する。

| | |
|----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会議の結果 | 提案のとおり了承する。 |
| 提出された資料等 | 資料1：令和4年度施設使用料適正化プロジェクトチーム会議メンバー 資料2：令和4年度 使用料改正意向調査結果 資料3-1、3-2、4： 概要説明書等（区民集会室と目的外使用について） 資料5：概要説明書等（昭和歴史文化記念館 入館料及び使用料新設について） 資料6：使用料収入決算額推移（平成30年度～令和3年度） |